

令和7年度 「みどりっこ育成活動補助金」交付対象事業 ＜募集要項＞

【みどりっこ育成活動補助金とは】

緑区内の青少年の健やかで豊かな成長を支援するために、地域の団体が行う様々な体験活動やイベントに対し、活動に必要な経費の一部を補助する制度です。

【補助対象となる事業について】

- (1) 事業の対象または活動者が青少年(6歳以上24歳未満)であり、青少年の健全育成に寄与するものであること。
- (2) 参加者の募集を広く緑区民に行うこと。
- (3) 参加者が主に緑区民であること。
- (4) 事業の実施会場が、野外活動を除き、緑区内で行われること。
- (5) 政治・宗教・営利・売名を目的としないこと。
- (6) 団体内の互助的な活動で完結しないこと。
※ 活動が団体の中に閉じこもってしまうもの(サークル活動のようなもの、専ら自分の子どもを対象にした育児サークルのようなもの)は、補助の対象になりませんので、ご注意ください。
- (7) この補助金のほかに行政機関及び公的団体から他の補助・助成等を受けていないこと。
- (8) 同一団体が同様の事業内容で申請できるのは3か年度までとする。
- (9) 事業が当該年度内(令和7年4月1日～令和8年3月31日)に行われること。

【申請可能な団体について】

- (1) 主に緑区民(緑区在住・在学・在勤)によって構成され、自主的に運営されていること。
- (2) 自治会や行政から委嘱を受けた団体ではないこと。
- (3) 団体への参加が緑区民に開かれていること。

【補助対象経費】

補助対象経費は次のとおりです。対象外の経費へ補助金を充当することはできませんので、その場合には自己資金でまかなうようにしてください。

- (1) 講師などの会員以外の協力者への謝礼
- (2) 会場及び物品の利用料。ただし、事前会議等の会議室利用料は除く。
- (3) チラシやパンフレット、プログラムなどの印刷費

(4) ハガキや切手などの通信運搬費。ただし、電話・Eメール・FAX料金は除く。

(5) 保険料

(6) 材料費及び消耗品費

※ お弁当やジュースなどの食糧費、打ち合わせや反省会などの諸経費、現地を下見する際の諸経費、参加賞などの記念品代は含まれません。

※ 材料費には工作用の資材、野外活動や調理体験などの食材を含みます。

【補助金額】

補助金額の上限は、次のとおりです。

1 講演会・研修会・映画会など

内容・規模	補助上限金額
参加者が20人未満の活動	10,000円
参加者が20人以上50人未満の活動	25,000円
参加者が50人以上100人未満の活動	50,000円
参加者が100人以上200人未満の活動	75,000円
参加者が200人以上の活動	100,000円

2 キャンプ・体験学習など

内容・規模	補助上限金額
参加者が50人未満の活動	30,000円
参加者が50人以上100人未満の活動	60,000円
参加者が100人以上の活動	100,000円

※ 補助金額は、上の表の範囲内で、かつ、申請する補助対象経費の2/3を上限とします。

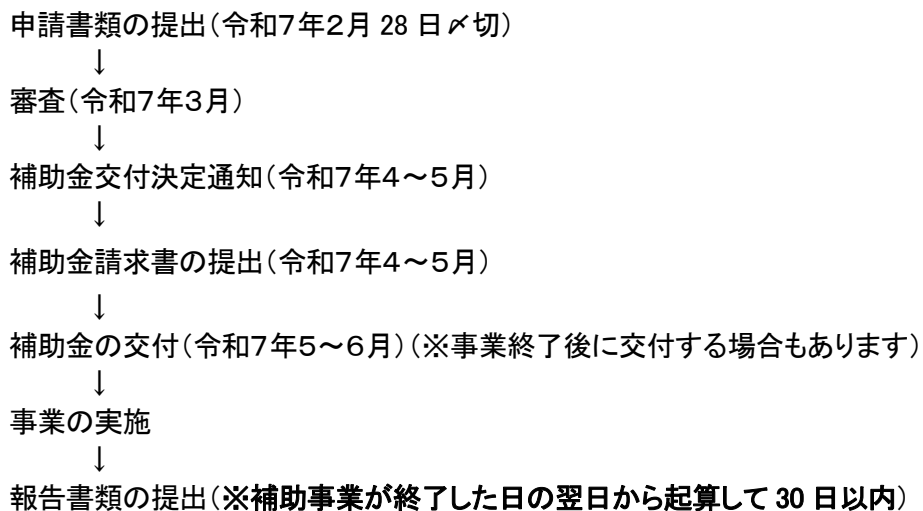
・収入源が当該補助金のみとなる活動へは交付できませんので、自主財源の確保をお願いします。

※ 活動を2回以上継続して行う場合は、その延べ参加人数で補助金額を計算します。

※ 内容の異なる活動を実施する際は、ひとつの団体が複数の申請をすることができますが、その合計金額が200,000円を超えることはできません。

※ 審査の結果により、補助金額を調整する場合がありますので、ご了承ください。

【手続きの流れ】



【申請方法】

次の申請書類を郵送、メールまたは地域振興課窓口まで直接お持ちください。

申請書類 申請書類の様式は、緑区役所地域振興課生涯学習支援係、緑区内各地区センター等で配布しています。また、緑区役所ホームページからもダウンロードできます。

- (1) みどりっこ育成活動補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) みどりっこ育成活動事業計画書(第2号様式)
- (3) みどりっこ育成活動事業予算書(第3号様式)
- (4) 団体概要書(第4号様式)
- (5) 法人の場合は、役員名簿(第5号様式)

※ 法人登記をしている団体の場合のみ提出が必要です。

- (6) 直近年度の団体の活動実績及び決算内容のわかる書類

※ 申請時点で前年度の実績が確定していない場合は、前々年度のものを添付してください。

- (7) 団体規約、会則その他これらに類する書類

申請期間 令和7年2月1日(土)～2月28日(金)必着

提出先 〒226-0013 横浜市緑区寺山町118番地

緑区役所地域振興課生涯学習支援係 みどりっこ育成活動補助金担当

メール: md-gakushu@city.yokohama.lg.jp

(※メールで提出の場合は、メール送信後に必ずお電話をお願いします。)

【問合せ先】

緑区役所地域振興課生涯学習支援係 みどりっこ育成活動補助金担当

TEL: 045-930-2235 / FAX: 045-930-2242

※ 本事業の実施は、横浜市会における令和7年度予算の議決をもって確定します。